

# NewsLetter

---

## | GENERAL TOPICS

- 1 .... 特許迅速審判、3ヶ月以内に処理
- 1 .... 韓米特許協力開始 – 特許共同審査制度施行

---

## | PATENTS

- 1 .... 触感・質感ディスプレイサムスン、1兆5千億ウォン支援「新技術」選定
- 2 .... 世界ウェアラブル特許保有、サムスン1位、LG4位
- 3 .... 韓国半導体装備市場、世界2位に急成長
- 3 .... 鍾根堂・ハンミ、Iressaジェネリック優先販売権獲得
- 4 .... サムスン、バイオ・製薬投資成果可視化
- 5 .... ハンミ、技術輸出で売上高1位可能

---

## | TRADEMARKS

- 6 .... デザイン登録のための提出書類簡便化 (2015.10.01. 施行改正 デザイン審査基準)
- 7 .... ハンミ薬品、バイアグラ商標権及びデザイン権侵害訴訟にて最終勝訴

---

## | GENERAL LAW

- 7 .... 大法院、アキューブコンタクトレンズの韓国ジョンソンアンドジョンソンに対する課徴金・是正命令は正当と判決
- 9 .... 大法院「ローンスター」、国内での紛争費用400億ウォンを受け取ることができる」と判決

---

## | LEE NEWS

- 10 .... ドンア出版を代理して商標権侵害訴訟にて勝訴
- 11 .... 「Legal 500 Asia-Pacific 2016」5個分野にて優秀ローファーム選定

# GENERAL TOPICS

## GENERAL TOPICS

---

### ・特許迅速審判、3ヶ月以内に処理

特許庁は、例えば、無効審判のような審判の結果が特許紛争の実質的な解決手段として適時に活用できるように、迅速審判プロセスを新たに設計し、2015年11月1日から制度施行に入ることを明らかにした。新たに設計される迅速審判プロセスによれば、1回ずつの書面による攻防の後、なるべく口頭審理を通じて事件の争点を早期に整理することとなり、早ければ3ヶ月以内に審決文を受け取ることができる。また、書類提出延長申請も1回に制限して当事者の書類提出が遅延されても、4ヶ月以内に審判を終結できるようになる。これは、審判請求日から5ヶ月ほどかかっていた迅速審判処理期間を最大2ヶ月程度早める措置で、主要国に比べてずば抜けて短期間内に特許紛争が事実上終結することを意味する。今回の審判処理期間の短縮とともに、迅速審判対象範囲も拡大されるが、まずは法院・検察などにおける侵害紛争で争っている事件に係る全ての審判を迅速審判対象として統合することにより、侵害紛争手続にて特許審判院の審判結果が実質的に活用されるようにした。

### ・韓米特許協力開始 – 特許共同審査制度施行

特許庁は、2015年9月1日から韓米特許共同審査制度を施行すると明らかにした。特許共同審査制度は、特許品質の向上のために2013年に特許関連国際会議で韓国が最初に提案した制度であり、韓国と米国に同一の発明を特許出願した出願人の申請を前提条件とし、特許認否の判断における決定的要素である先行技術文献を両国間で共有し、これにもとづいて迅速に審査する制度であり、両国の調査結果を事前に共有して審査することにより、特許権の法的安定性を向上させることができ、当該申請件に対する優先審査により両国で早期に特許権を取得することができる。

米国は、世界最大の特許市場であり、国内企業を対象とした特許紛争が最も多い国であることから、特許共同審査の役割が期待され、最大4千ドルの米国優先審査申請料が免除され、米国特許取得の際に時間と費用の負担が減少する見通しである。

## PATENTS

---

### ・触感・質感ディスプレイ–サムスン、1兆5千億ウォン支援「新技術」選定

サムスングループは、2015年度未来技術育成事業の下半期支援課題として、基礎科学及び材料技術、情報通信技術（ICT）分

# PATENTS

野の研究課題 38 件を選定したと 8 日発表した。サムスン未来技術育成事業は、サムスンが、基礎科学、素材技術、情報通信技術（ICT）分野などの研究に 2013 年から 10 年間、計 1 兆 5000 億ウォンを出捐し、支援するプログラムである。ICT 分野では、低強度集中超音波基盤の触感

質感ディスプレイ技術など 10 件が選ばれた。この技術は、高密度アレイ集中超音波で超音波刺激と神経活動パターン間の関係を分析するもので、ユーザに非接触式超音波を通じて様々な仮想の触感を提供する。質感パターンに対する触感形成刺激を具現し、認識技術を適用すれば、

雑な触感及び質感を与えるディスプレイを作ることができ、スマートフォンなどの様々なディスプレイインターフェイスに適用すると、今後医療、ゲーム、その他のハプティクス技術などの関連産業に活用可能なものと期待される。基礎科学分野では、シリコン量子ドットスピンの電氣的量子制御とシングルショット測定基盤の量子トモグラフィなど、14 件の課題が選定され、材料技術分野では、ウイルスメンブレンに穴を開けるナノパーフォレーターなど、14 件が選定された。

## ・世界ウェアラブル特許保有、サムスン 1 位、LG 4 位

全世界でウェアラブル機器に関する特許を最も

多く保有している企業は、サムスン電子だった。LG 電子も 4 位に上がり韓国企業が今後ウェアラブル時代を主導することが期待される。

12 日、電子部品研究院（KETI）の「ウェアラブルデバイスの特許出願動向レポート」によれば、2003～2014 年ウェアラブル機器分野の特許出願は全 64,502 件と集計された。レポートは、トムソン特許検索エンジンと特許情報検索サイトの WIP S を活用して特許出願数を調査した。同期間に上位 30 社が出願した特許は全 8,539 件で全体の 13.2% であった。

サムスン電子が同期間に 600 件を超えるウェアラブル機器関連の特許出願をして、世界中のだたる企業をおさえて 1 位に上がった。2 位のオランダの Konink Philips 及び 3 位の日本の松下電器の特許出願件数は 500 件に少し及ばず、LG 電子が 4 位、日本のキヤノンが 5 位を占めた。日本のソニーが 8 位、米国のマイクロソフトが 19 位、クアルコムが 20 位、韓国電子通信研究院（ETRI）が韓国研究専門機関としては唯一 21 位に上がった。

国別には、上位 30 社のうち日本が 19 社で、全体の 63% を占め、米国が 7 社、韓国が 3 社であった。

国別の特許出願件数全体を調べてみると、日本が 17,813 件で全体の 27.6% を占めた。

続いて、米国が 14,519 件（22.5%）、中国が 14,423 件（22.4%）、

# PATENTS

韓国が6,036件（9.4%）、ヨーロッパが4,117件（6.4%）などであった。

レポートは、「ウェアラブル機器分野の特許出願は、2012年を起点として増加傾向にある。サムスン電子とLG電子、ETRIが上位グループで出願を主導しているとしても、日本は、多数の企業がグループをなしており、米国の大企業も出願を大幅に強化し始めているので、今後韓米日間の角逐の場となるだろう」と明らかにした。

## ・韓国半導体装備市場、世界2位に急成長

韓国半導体装備市場が今年世界2位の規模に急騰する見込みである。世界半導体装備市場がメモリー半導体と委託生産（ファウンドリー）を中心に成長している中で、サムスン電子、SKハイニックス等の主要企業が該当部門で積極的な投資に乗り出しているためと見られる。

7日、国際半導体装備材料協会（SEMI）によれば、今年韓国半導体装備市場は、2014年に比べて19%成長し81億3000

ドル（約10兆ウォン）の規模に達することが予想される。これは、95億ドル規模に達することが予想される台湾に続いて全世界で二番目に大きな規模である。2014年、韓国半導体装備市場は、台湾、米国に続いて3位だった。

現在、半導体装備市場の成長が最も大きい国

は、韓国と日本である。今年日本は2014年に比べて27%成長して52億9000ドル規模の市場を形成する見通しである。半導体製造装置と材料で高い競争力を維持している日本は、最近、企業、政府中心の新規投資が増えて、次世代メモリー、センサーなどの投資が活発に行われている。

10年ぶりに好況期を迎えた韓国装備業界は市場の見通しが良い。インテル SkylakeとともにDRAM市場がDDR4に再編され、NANDフラッシュ3次元（3D）積層とトリプルレベルセル（TLC）方式の新規導入、10ナノ台DRAM微細工程の確保等、新規投資の需要が継続して発生している。ここにモノのインターネット（IoT）が開花して、今年の半導体の追加需要は125億ドルに達する見込みである。

最大の成長市場の一つであるファウンドリー部門でも、サムスン電子とSKハイニックスの攻勢が激しい。サムスは、アプリケーションプロセッサ（AP）一辺倒のファウンドリー事業を他のシステム半導体に多角化させており、SKハイニックスも急速にファウンドリー市場への進入速度を上げている。また、これに先立ちSKハイニックスは31兆ウォンを投入して利川・清州に工場を追加設立する予定だと明らかにしている。

## ・鍾根堂・ハンミ、Iressaジェネリック優先販売権獲得

# PATENTS

鍾根堂とハンミ薬品が肺がん標的抗がん剤であるIressa（成分名：Gefitinib）のジェネリック優先販売権を獲得した。アストラゼネカが保有しているIressaは2014年に294億ウォン（IMSデータ基準）の売上を記録したブロックバスター抗がん剤である。食品医薬品安全処はGefitinib 250mgのフィルムコーティング錠を9番目の優先販売品目許可医薬品に登載したと2015年10月30日明らかにした。これにより、鍾根堂とハンミ薬品は2016年12月2日から2017年9月1日までIressaジェネリックに対する独占販売権を行使することができるようになる。優先販売（独占権）期間が2016年から施行される理由は、Iressaの物質特許存続期間がそのときに満了するからである。鍾根堂とハンミ薬品はアストラゼネカを相手取り2013年2月24日に満了予定であったIressa製剤特許に対して訴訟を提起して勝訴したことがある。鍾根堂とハンミ薬品は2015年5月、それぞれIressaジェネリックの「Iretinib錠」と「Gefitinib錠」の許可を食品医薬品安全処から受けた状態である。

## ・サムスン、バイオ・製薬投資成果可視化

サムスンが推進してきたバイオ医薬品開発事業の成果が間近に迫った。これにより、サムスンのステータスが「半導体」から「バイオ」への変身を遂げられるのに関心が集中している。

サムスングループのバイオ医薬品受託製造子会社のサムスンバイオロジクスは、11日、「仁川松島の第2工場内の設備設置を終えて、性能検証段階にある。当初の計画どおり、来年第1四半期に稼働できるだろう」と明らかにした。該工場は、単一設備としては、世界最大の15

ℓの規模である。会社関係者は、「既存の第1工場の3

ℓになり、その場合、松島は世界最大のバイオベルトとなるだろう」と説明した。バイオ医薬品の研究開発を担当しているサムスンバイオエピスも去る9日（米国時間）、米国サンフランシスコで開催した米国リウマチ学会（ACR）の年次総会に出席して、バイオシミラー「SB2」の臨床第3相の結果を発表した。SB2は関節炎の治療薬として広く使われるヤンセンのレミケード（成分名：Infliximab）のジェネリックである。今回の年次総会ではこの他にも「Brensis」（ファイザーのバイオ抗体医薬品の「Enbrel」のジェネリック）と「SB5

等、他のバイオシミラー製品2種と臨床第3相の結果も一緒に発表された。バイオ事業を主導している会社は、サムスンバイオエピス（研究開発）とサムスンバイオロジクス（生産及び販売）である。サムスンバイオエピスが臨床試験を成功的に終えたSB2とSB5など、3種のジェネリックはサムスンバイオロジクス工場で生産することになる。サムスンは早くからバイオ事業を

# PATENTS

半導体・電子分野を継ぐ次世代新成長エンジンとして注目し、過去4年間1兆2000億ウォンを投資してきた。

## ・ハンミ、技術輸出で売上高1位可能

ハンミ薬品が約5兆ウォン規模の巨大技術輸出を成功させ、今年の製薬業界における年間売上高1位の可能性が予想される。ハンミ薬品は、2015年11月5日付でビッグファーマーサノフィと39億ユーロ規模の技術移転契約を締結したと明らかにした。新薬開発の注力分野であった糖尿病新薬のパイプライン「クオンタムプロジェクト」がその主人公だ。ハンミ薬品は3つの課題をワンセットとして売るビジネスの手腕を見せ、韓国製薬業界史上最大規模の技術輸出という成果を上げた。

ハンミ薬品のLAPSCOVERY技術が適用された「クオンタムプロジェクト」は、既存の治療剤よりも薬効を長く維持することにより投与回数を減らし、患者の服用利便性を高めた新薬候補として評価されている。クオンタムプロジェクトのうち、持続型GLP-1系列 efpeglenatide 課題は臨床第2相まで、週1回の剤形持続型インシュリンは臨床1相まで進められている。efpeglenatide はGLP-1類似体糖尿病治療薬で、月1回の投与が可能なのが長所である。GLP-1類似体系列の薬物は優れた血糖強化効果を立証したが、注射剤という

点がハンディキャップとして作用していた。しかし、月1回に服用回数が減れば、使用率が高まることが見込まれる。

一方、ハンミはサノフィ以前にも、今年 Eli Lilly と Boehringer Ingelheim に技術輸出したことがある。

時期	相手	候補物質	契約内容
2月	スペクトルム	Poziotinib (多重標的抗がん新薬)	ライセンスアウト(契約規模、両社合意により非公開)／韓国－中国を除く全世界に販売権付与
3月	Eli Lilly	HM71224 (免疫疾患治療剤)	6億9000万ドル規模のライセンスアウト及びグローバル販売権(韓国－中国を除く)／契約金5000万ドル
7月	Boehringer Ingelheim	HM61713 (耐性標的抗がん新薬)	7億3000万ドル規模のライセンスアウト及びグローバル販売権(韓国－中国－香港を除く)／契約金5000万ドル
11月	サノフィ	クオンタムプロジェクト (糖尿病新薬、3候補)	39億ユーロ規模のライセンスアウト及びグローバル販売権(韓国－中国を除く)／契約金4億ユーロ

▲今年締結されたハンミ薬品のグローバル技術輸出現況

# TRADEMARKS

## TRADEMARKS

### ・デザイン登録のための提出書類簡便化 (2015.10.01. 施行改正 デザイン審査基準)

特許庁はこれまで出願人がデザイン出願時に不便としてきた事項を改善し、国内主要判例、審査官間における協議審査事例等を反映した新たなデザイン審査基準を設け、10月1日から施行している。

今回の改正審査基準は、出願人が提出する書類要件を簡素化して書類作成の負担を軽くし、多様な形態のデザインが保護されるように登録可能性に対する判断基準を具体化することを主要内容としている。

#### ▲デザイン図面提出要件緩和

デザイン出願時に不必要な要件を廃止する等、出願人の便宜を改善した。デザインの全体的形状を把握することができる場合には、全図面を提出する必要なしに一部図面を省略できるようにし、織物紙のような平面的な物品の場合、裏面には模様がないものと見做し、前面のみを提出しても登録が可能ないようにした。

#### ▲一対の物品として出願できる対象を拡大

左右非対称に創作された‘パーゴラ’のように、左右が分離していても一つの物品として取引されることが当然な場合や、物品を明確に表現するためマネキンやハンガーのような補助的手段とともに表現する場合、従来は1デザイン1出願違反により登録を受けることができなかったが、今後はこれを認めることにした。

#### ▲‘国旗’等が含まれているデザインの判断基準を整備

特許庁は審査の一貫性及び正確性を高めるために、登録要件の判断基準も具体化した。これまで国旗模様が含まれたデザインは拒絶されてきたが、今後は国旗模様が含まれていても一律に拒絶せず、国家の尊厳を害するおそれの有無を合理的に判断して決定することにした。

#### ▲優先権主張出願のデザイン核心部分判断基準を整備

条約による優先権主張をともなう出願において図面を補正する場合、最初に出願した国のデザインを参酌し、デザイン核心部分の変更の有無を判断することにし、最初の出願と同一範囲内にあるデザインであると判断されれば、これを認めることにした。

このようなデザイン審査基準の改正により、出願人のデザイン出願便宜性が高まり、審査結果に

# GENERAL LAW

対する予測可能性も高まることが期待される。

## ・ハンミ薬品、バイアグラ商標権及びデザイン権侵害訴訟にて最終勝訴

ファイザープロダクツインクがハンミ薬品を相手取って提起したバイアグラ立体商標権及びデザイン権侵害訴訟にて、ハンミ薬品が最終勝訴した(大法院 2015.10.15. 宣告 2013ダ84568)。

事件の経緯をみると、まずファイザープロダクツインク(バイアグラ)がハンミ薬品(パルパルジョン)に対し商標及びデザイン権侵害訴訟を提起した。1審(ソウル中央地方法院)ではハンミ薬品の侵害をすべて認めなかったが、2審(ソウル高等法院)ではハンミ薬品の商標権侵害及び不正競争行為をすべて認めた。これに対し被告のハンミ薬品が提起した上告審(3審)にて大法院は原告勝訴判決を下した2審を破棄して差し戻した。大法院は次のような理由で、ハンミ薬品のパルパルジョンはファイザープロダクツインクのバイアグラ商標権の侵害に該当せず、不正競争行為にも該当しないと判断した。

原告(ファイザープロダクツインク.)の登録商標“”は、指定商品である薬剤に属す錠剤の一般的な形態で識別力がないが、使用による識別力を取得したとみなせる余地は十分にある。しかし、専門医薬品として大部分病院で医師の処方に従って薬剤師により投薬されている

被告(ハンミ薬品)の製品は、その包装と製品自体に記載された名称、被告の文字商標及び商号等により原告の登録商標とは区別されると見なすのが妥当である。従って、原告の登録商標と被告製品の形態は、需要者に誤認・混同を引き起こさせるとは言い難いので、互いに同一又は類似すると言うことはできない。

また、専門医薬品として大部分病院で医師の処方に従って薬剤師により投薬される原告及び被告の製品は、それぞれその包装に記載された名称と文字商標及び商号等により互いに区別されえと見なすのが妥当である。従って、原告及び被告の製品の形態は需要者に誤認・混同を引き起こさせるおそれがあるとは言い難いので、被告が被告の製品を生産、譲渡する等の行為は、不正競争防止法第2条第1号(ガ)目の不正競争行為にも該当するとは言えない。

このような大法院の判決により、本件は高等法院に差し戻され、高等法院にて差し戻し以前に判断しなかった不正競争防止法第2条第1号(ガ)目(希釈化禁止規定)が適用されるか否かが判断されるため、差し戻し後の高等法院の判決の帰趨が注目されている。

## GENERAL LAW

### ・大法院、アキューブコンタクトレンズの韓国ジョンソンアンドジョンソンに対する課徴

# GENERAL LAW

## 金・是正命令は正当と判決

アキューブコンタクトレンズを輸入・販売する韓国ジョンソンアンドジョンソンが取引先眼鏡店にアキューブの最低販売価格を指定する等の不公正取引行為を行ったことに対し、公正取引委員会が課徴金を賦課し是正命令を下したのは適法であるという大法院の判決が出た。

韓国ジョンソンアンドジョンソンは、1998年から国内にコンタクトレンズ製品を輸入販売している会社であり、国内コンタクトレンズ市場では2012年の市場占有率が45%で1位を占めている。ところで、韓国ジョンソンアンドジョンソンは2007年から2010年3月まで眼鏡店及び眼鏡チェーンに対し、アキューブというソフトレンズ製品の消費者販売価格を指定し、指定価格以下の価格でアキューブ製品を販売できないように強制した。また、韓国ジョンソンアンドジョンソンは自身のアキューブコンタクトレンズ製品の供給を受ける眼鏡店等に対し、当該製品を他の眼鏡店に販売する行為を禁止し、これに違反した場合、製品供給を中断する不利益を被らせた。

この事実を摘発した公正取引委員会は、韓国ジョンソンアンドジョンソンの行為は違法であると判断し、18億600万ウォンの課徴金を賦課するとともに是正命令を下した。韓国ジョンソンアンドジョンソンはこれに反発して訴訟を提起した。

ソウル高等法院第7行政部(裁判長：ファン・ビョン八部長判事)は、2015年5月に韓国ジョンソンアンドジョンソンが公正取引委員会を相手取って出した是正命令及び課徴金取消請求訴訟にて、原告敗訴判決を下した。

同裁判部は「製造業者・輸入業者等が下位市場の販売業者に対し、取引相手を不当に制限する場合、制限を受ける販売業者の取引相手が最終消費者でないとしても、そのような行為により関連市場における競争が制限されるか、制限されるおそれがあるのであれば、取引相手を制限する不公正取引行為として違法であると見なすべきである」と語った。

また、「しかも、本件再販売価格維持行為と拘束条件付き取引行為がいずれも再販売価格維持という同一目的を達成するためのものである以上、これは取引先眼鏡店の意思決定の自由を侵害するとともに競争を制限し、結局は消費者の厚生を阻害する結果に至ることになる」と説明しながら、「従って、本件拘束条件付き取引行為は取引先の眼鏡店間の消費者に対する販売競争を直接制限するのではなく、取引先眼鏡店に対し非取引眼鏡店との取引を制限するものであるという事情のみをもっては競争制限性がないと見なすことはできない」と判断した。

同裁判部は「原告の国内ソフトレンズ小売市場における市場占有率が約40%にいたる点を考

# GENERAL LAW

慮するとき、拘束条件付き取引行為は拘束性が強い制限と思われ、たとえ拘束条件付き取引行為によりアキューブ製品の供給を受けられない眼鏡店が少数にすぎないとしても、これによる競争制限の効果が微々たるものと見なすことはできない」と指摘した。

事件は大法院に送られたが、大法院第3部(主審：キム・ヨンドク大法官)は、韓国ジョンソンアンドジョンソンが課徴金を賦課し是正命令を下した公正取引委員会を相手取って提起した是正命令及び課徴金取消請求訴訟上告審(2015ドウ44066)にて、上告を棄却したと17日に明らかにした。

同裁判部は「原審が、原告が2007年から2010年3月まで、ソフトレンズ製品に対して原告が定めた最低消費者販売価格を原告の取引眼鏡店に知らせ、原告の職員等をして取引眼鏡店の実際の販売価格を調査させ、眼鏡店が当該価格を遵守しているかを点検し、当該価格より割引した価格で販売した取引眼鏡店に対し製品供給を中断する措置を行っていたことを認め、原告の行為は独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)が禁止している‘再販売価格維持行為’に該当すると判断したことは正当である」と判断した。

同裁判部は「原告が取引眼鏡店とソフトレンズ製品供給契約を締結するとともに、原告と取引

しない他の眼鏡店等に本件製品を販売できないように約定し、これに違反した場合、製品供給を一時的に中断する行為は、再販売価格維持を目的とする行為であり、国内ソフトレンズ小売市場の競争を制限する正確が強く、公正な取引を阻害するおそれがあることが認められ、原告の行為に合理性及び正当な事由があるとは言えないと判断した原審の判断は正当である」とした。

## ・大法院‘ローンスター、国内での紛争費用400億ウォンを受け取ることができる’と判決

預金保険公社の子会社がアメリカ系投資ファンドのローンスターに不動産紛争で発生した費用400億余ウォンを返還しなければならないという大法院判決が出た。

大法院3部(主審：クオン・スンイル大法官)は、LSF-KDIC投資会社が預金保険公社の子会社であるKR&Cを相手取り“米貨33698千余ドル(約393億ウォン)と韓貨21億5千余万ウォンを支給せよ”として提起した訴訟にて、原審を破棄し原告勝訴を趣旨として事件をソウル高等法院に差し戻したと明らかにした。

LSF-KDICは、2000年12月にローンスターファンドとKR&Cが金融機関不良資産を処理するために50%ずつを投資して作った資産流動化専

## LEE NEWS

門法人である。LSF-KDICは2002年～2003年に737億ウォンで買い取った釜山総合貨物ターミナルの敷地を1350億ウォンで売却しようとしたが、用途変更が霧散となり問題が生じた。

このためLSF-KDICはKR&Cに、利益配当金名目で予め分配した前金の一部を返してほしいと要求した。KR&Cがこれを拒否するやローンスターはフランスパリにある国際商工会議所傘下の国際仲裁裁判所(ICA)に仲裁を申請し、ICAは2011年4月、KR&Cは敷地処理費用の50%と仲裁判定費、原告側弁護士費用まで支給せよと判定した。LSF-KDICは仲裁法上、仲裁判定の執行のため韓国法院に訴訟を提起した。

1・2審は全てKR&Cの手をあげた。1審は「仲裁判定を認める場合、大韓民国の善良な風俗と社会秩序に反する」とし原告敗訴判決をくだした。2審は「二社間の仲裁合意がなされなかったか、ICAの仲裁判定は合意の範囲に属さない紛争に関するもの」とであると判断した。

しかし、大法院は「株主間契約の当事者が紛争を合意により解決できなければ、仲裁により解決する」というローンスター、KR&C、LSF-KDIC 3者の仲裁合意は有効であると見なした。LSF-KDICは株主ではないが、協約に「当事者たち(the Parties)」という表現があるので、仲裁合意がなされたものと見なさなければならぬという。

また、KR&Cが前金を受け取って書いた確約書は仲裁合意上「株主間契約」とは関連がないという原審判断にも誤謬があると指摘した。

大法院の趣旨のとおり判決が確定すれば、ローンスターは韓国から撤収して発生した費用を国内で取り返すことになる。

## LEE NEWS

### ・ドンア出版を代理して商標権侵害訴訟にて勝訴

ソウル南部地方法院第13民事部は、去る11月27日、志学社が東亜出版を相手取って提起した商標権侵害禁止及び損害賠償等請求訴訟にて、原告敗訴判決を宣告した。

志学社は2002年から高校生用社会科学参考書を「ハイライト核心」として商標出願して使用してきた。一方、東亜出版は2011年から自社の中等部科学分野「ハイトップ」参考書シリーズに「核心」という単語をつけて出版してきた。

これに対し志学社は「東亜出版が参考書の表紙に「核心ハイトップ」のように「核心」という単語を「ハイトップ」よりも大きく配置することで、志学社の商標権が侵害された」と主張し、その是正を要求したが、東亜出版がこれを受け入れないの

# LEE NEWS

で、5,000万ウォンの損害賠償を提起した。

裁判部は‘核心’には‘事物の最も中心となる部分’という辞典的な意味があり、参考書、学習誌に極限されず‘最も重要な’、‘要点のみをまとめた’という記述的、説明的意味で使われている上に、志学社の登録商標は旅行冊子、インターネット百科事典、言論記事等の資料では‘ハイライトシリーズ’、ウェブサイトでも‘ハイライト参考書’と表現されているので、大衆も‘核心’よりは‘ハイライト’という別称で認知しているものと思われると判断した。

本訴訟にてリ・インターナショナル法律事務所の李承薫弁理士、金恩暎弁護士、梁源宰弁護士、李素妍弁護士は、東亜出版を代理して商標権侵害に対する総合的な法律サービスを提供することで、勝訴判決を導き出すことに成功した。

## 「Legal 500 Asia-Pacific 2016」 5個分野にて優秀ローファーム選定



リ・インターナショナル法律事務所は、イギリス系有名法律出版社である Legaleaseが発行するアジア地域法律市場評価誌“Legal 500 Asia-Pacific 2016”にて、下記の5

分野で優秀ローファームとして選定されました。

- Dispute Resolution (紛争解決)
- Employment (労働)
- International Arbitration (国際仲裁)
- Patents & Trademarks (特許 & 商標)
- Real Estate (不動産)



# Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



## Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率のもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。